

登録意匠「ごみ箱等」意匠権侵害等差止等請求事件：大阪地裁平成28(ワ)6539・平成30年10月18日（26民部）判決〈請求一部認容〉

### 【キーワード】

意匠の類似（意法23条本文）、秘密意匠（意法14条）、卸売業と小売業、商品形態の模倣（不競法2条1項3号）、一般不法行為（民法709条）、原告の損害額（相当因果関係）、「傘立て」の著作物性（美術工芸品？）

### 【主 文】

- 1 被告は、別紙被告製品目録1記載の「ごみ箱」（色違いを含む）を販売し、又は広告宣伝してはならない。
- 2 被告は、前項の「ごみ箱」を廃棄せよ。
- 3 被告は、原告に対し、5万6516円及びこれに対する平成28年7月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は、これを20分し、その19を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 6 この判決は、第3項に限り、仮に執行することができる。

### 【事案の概要】

#### 1 請求の要旨

本件は、家庭日用品の企画、製造、販売等を目的とする株式会社である原告（山崎実業株式会社）が、雑貨品等の輸入、販売等を目的とする株式会社である被告（不二貿易株式会社）が別紙被告製品目録1記載のごみ箱（以下「被告ごみ箱」という。）並びに同目録2記載の傘立て（以下「被告傘立て1」という。）及び同目録3記載の傘立て（以下「被告傘立て2」という。）を輸入、販売したことに對し、以下の各請求をした事案である。

#### (1) 被告ごみ箱のみに関する請求

##### ア 意匠権に関する請求

別紙意匠権目録記載の意匠権（以下「本件意匠権」という。）を有する原告は、被告が被告「ごみ箱」を販売等する行為が本件意匠権を侵害するとして、被告に対し、①意匠法37条1項に基づいて被告「ごみ箱」の販売等の差止請求（第1の1項）を、②同条2項に基づいて被告ごみ箱及びその半製品並びにそれらの製造に用いた金型の廃棄請求（第1の2項）を、③同法41条に基づいて謝罪広告請求（第1の3項）を、④不法行為（本件意匠権の侵害）に基づいて損害金90万6295円（平成27年6月15日から平成28年10月11日までの逸失利益）の一部として73万円及びこれに対する不法行為の日の後である平成28年7月30日（訴状送達日の翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払請求（第1の4項に係る請求の一

部)を、それぞれしている。

#### イ 不正競争防止法に関する請求

原告は、被告が、原告が商品化した別紙原告製品目録1記載の「ごみ箱」(以下「原告ごみ箱」という。)の形態を模倣した被告「ごみ箱」を販売等する行為が不正競争防止法2条1項3号所定の不正競争行為に該当するとして、被告に対し、同法4条に基づいて損害金171万5500円(平成24年1月31日から平成27年1月31日までの間の逸失利益)及びこれに対する不法行為の日の後である平成28年7月30日(訴状送達日の翌日)から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払請求(第1の4項に係る請求の一部)をしている。

#### ウ 一般不法行為に関する請求

原告は、被告が、原告「ごみ箱」の形態を模倣して安価な材料で製造され、原告ごみ箱の商品ラベルを模倣した商品ラベルが貼付された被告「ごみ箱」を販売等する行為が、原告が得るべき利益を侵害する一般不法行為を構成するとして、被告に対し、不法行為に基づいて損害金244万5500円(平成24年1月31日から平成28年10月11日までの間の逸失利益)及びこれに対する不法行為の日の後である平成28年7月30日(訴状送達日の翌日)から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払請求(第1の4項に係る請求の一部)をしている。

なお、原告は、この請求は、上記ア④の請求及びイの請求と選択的併合の関係にあるとしている。

#### (2) 被告傘立て1のみに関する請求

原告は、後記ア及びイの各請求は選択的併合の関係にあるとしているところ、後記ウの請求も、これらの請求と選択的併合の関係にあると解される。

#### ア 不正競争防止法に関する請求

原告は、被告が、原告が商品化した別紙原告製品目録2記載の傘立て(以下「原告傘立て1」という。)の形態を模倣した被告傘立て1を販売等する行為が不正競争防止法2条1項3号所定の不正競争行為に該当するとして、被告に対し、同法4条に基づいて損害金250万円(平成20年6月から平成22年12月までの間の逸失利益)及びこれに対する不法行為の日の後である平成28年7月30日(訴訟送達の日翌日)から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払請求(第1の4項に係る請求の一部)をしている。

#### イ 一般不法行為に関する請求

原告は、被告が、原告傘立て1の形態を模倣して粗悪な材料で製造された被告傘立て1を販売等する行為が、原告が得るべき利益を侵害する一般不法行為を構成するとして、不法行為に基づいて損害金250万円(平成20年6月から平成22年12月までの間の逸失利益)及びこれに対する不法行為の日の後である平成28年7月30日(訴訟送達の日翌日)から支払済みまで民法所

定の年5分の割合による遅延損害金の支払請求（第1の4項に係る請求の一部）をしている。

#### ウ 著作権に関する請求

原告は、被告が被告傘立て1を製造、販売する行為が、原告傘立て1に係る著作権（複製権又は翻案権及び譲渡権）を侵害するとして、被告に対し、不法行為（原告傘立て1に係る著作権侵害）に基づいて損害金250万円（平成20年6月から平成22年12月までの間の逸失利益）及びこれに対する不法行為の日以後である平成28年7月30日（訴訟送達の日翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払請求（第1の4項に係る請求の一部）をしている。

#### (3) 被告傘立て2のみに関する請求

原告は、後記ア及びイの各請求は選択的併合の関係にあるとしているところ、後記ウの請求も、これらの請求と選択的併合の関係にあると解される。

#### ア 不正競争防止法に関する請求

原告は、被告が、原告が商品化した別紙原告製品目録3記載の傘立て（以下「原告傘立て2」という。）の形態を模倣した被告傘立て2を販売等する行為が不正競争防止法2条1項3号所定の不正競争行為に該当するとして、被告に対し、同法4条に基づいて損害金250万円（平成17年7月から平成20年1月までの間の逸失利益）及びこれに対する不法行為の日以後である平成28年7月30日（訴訟送達の日翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払請求（第1の4項に係る請求の一部）をしている。

#### イ 一般不法行為に関する請求

原告は、被告が、原告傘立て2の形態を模倣して粗悪な材料で製造された被告傘立て2を販売等する行為が、原告が得べき利益を侵害する一般不法行為を構成するとして、被告に対し、不法行為に基づいて損害金（平成17年7月から平成20年1月までの間の逸失利益）250万円及びこれに対する不法行為の日以後である平成28年7月30日（訴訟送達の日翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払請求（第1の4項に係る請求の一部）をしている。

#### ウ 著作権に関する請求

原告は、被告が被告傘立て2を製造、販売する行為が、原告傘立て2に係る著作権（複製権又は翻案権及び譲渡権）を侵害するとして、被告に対し、不法行為（原告傘立て2に係る著作権侵害）に基づいて損害金（平成17年7月から平成20年1月までの間の逸失利益）250万円及びこれに対する不法行為の日以後である平成28年7月30日（訴訟送達の日翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払請求（第1の4項に係る請求の一部）をしている。

#### (4) 被告ごみ箱、被告傘立て1及び被告傘立て2のいずれとも関係する請求

原告は、被告による不法行為により本件訴えを提起することを余儀なくされ

たなどとして、不法行為に基づいて弁護士費用等相当額100万円及びこれに対する不法行為の日の後である平成28年7月30日（訴状送達の日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払請求（第1の4項に係る請求の一部）をしていると解される。

## 2 前提事実（争いがないか、後掲証拠又は弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

### (1) 原告とその販売商品

原告は、家庭日用品の企画、製造、販売等を目的とする株式会社であり、意匠に係る物品を「ごみ箱」とする本件意匠権を有する。本件意匠権の登録意匠（以下「本件意匠」という。）は、その意匠を秘密にすることを請求がされていたため、その図面が意匠公報に掲載されたのは平成27年6月15日であった（甲2）。原告は、以下のとおり、自ら商品化した「販売商品」欄記載の各商品を「販売開始時期」欄記載の時期に販売を開始した。

販売商品	販売開始時期
原告ごみ箱	平成24年1月31日
原告傘立て1	平成19年12月
原告傘立て2	平成17年1月

### (2) 被告とその販売商品

ア 家具等の輸入、販売等を目的とする株式会社である被告は、以下のとおり、輸入した「販売商品」欄記載の各商品を、少なくとも「販売時期」欄記載の時期に販売していたことがある（上記各商品の販売開始時期、被告ごみ箱の販売終了時期については争いがある。）。

販売商品	販売時期
被告ごみ箱	平成26年8月30日から平成27年10月22日までの間。
被告傘立て1	平成24年10月以降
被告傘立て2	平成20年10月以降

イ 被告「ごみ箱」は、その意匠が本件意匠権の登録意匠（以下「本件意匠」という。）に類似するとともに、その形態が原告ごみ箱のそれと実質的に同一である。

ウ 被告「傘立て」1の形態は、別紙「原告傘立て1と被告傘立て1の形態対比表」の「被告傘立て1の形態」欄のうち「争いのない形態」欄記載のとおりである。

エ 被告「傘立て」2の形態は、別紙「原告傘立て1と被告傘立て1の形態対比表」の「被告傘立て2の形態」欄のうち「争いのない形態」欄記載のとおりである。

## 3 主たる争点

### (1) 被告ごみ箱関係（争点1）

#### ア 意匠権関係（争点1-1）

(ア) 差止請求及び廃棄請求並びに謝罪広告請求の可否（争点1-1-1）

(イ) 害額（争点1-1-2）

#### イ 不正競争防止法関係－損害額（争点1-2）

- ウ 一般不法行為関係（争点1-3）
  - （ア） 不法行為の成否（争点1-3-1）
  - （イ） 損害額（争点1-3-2）
- (2) 被告傘立て1関係（争点2）**
- ア 不正競争防止法関係（争点2-1）
  - （ア） 形態の実質的同一性の有無（争点2-1-1）
  - （イ） 損害の発生の有無及び額（争点2-1-2）
- イ 著作権関係（争点2-2）
  - （ア） 著作物性の有無（争点2-2-1）
  - （イ） 著作権侵害の有無（争点2-2-2）
  - （ウ） 損害額（争点2-2-3）
- ウ 一般不法行為関係（争点2-3）
  - （ア） 不法行為の成否（争点2-3-1）
  - （イ） 損害額（争点2-3-2）
- (3) 被告傘立て2関係（争点3）**
- ア 不正競争防止法関係（争点3-1）
  - （ア） 形態の実質的同一性の有無（争点3-1-1）
  - （イ） 損害の発生の有無及び額（争点3-1-2）
- イ 著作権関係（争点3-2）
  - （ア） 著作物性の有無（争点3-2-1）
  - （イ） 著作権侵害の有無（争点3-2-2）
  - （ウ） 損害額（争点3-2-3）
- ウ 一般不法行為関係（争点3-3）
  - （ア） 不法行為の成否（争点3-3-1）
  - （イ） 損害額（争点3-3-2）

## 【判 断】

### 1 被告ごみ箱関係（争点1）について

#### (1) 判断の基礎となる事実関係等

##### ア 事実関係

前提事実のほか、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実関係が認められる。

原告ごみ箱は、平成24年1月31日に販売が開始された。本件意匠は、同年5月25日に設定の登録がされたものの、その意匠を秘密にすることを請求がされていたため、その図面が意匠公報に掲載されたのは平成27年6月15日であった。

被告は、平成26年7月に被告ごみ箱を合計3024個輸入し（調査囑託の結果、乙16）、同年8月以降小売店に卸売していたところ、平成27年10月8日頃、原告から、被告ごみ箱を輸入、販売する行為が本件意匠権を侵害

し、不正競争防止法上の問題が生じさせる可能性がある」と指摘された（甲4）ことから、同月22日以降、被告ごみ箱の販売を中止し（乙7, 8, 10, 19, 22ないし30）、その頃、原告に対し、その旨通知した（甲5）。被告ごみ箱の販売経過は、以下のとおりである。

年月日	出来事
H24. 1. 31	原告ごみ箱 販売開始
H24. 1. 31 ~ H27. 1. 31	被告ごみ箱 合計販売個数78個（乙10） （以下、この期間の販売を「被告ごみ箱販売1」という。）
H27. 2. 1 ~ H27. 6. 14	被告ごみ箱 合計販売個数30個（乙10） （以下、この期間の販売を「被告ごみ箱販売2」という。）
H27. 6. 15	本件意匠 意匠公報に図面掲載
H27. 6. 15 ~ H27. 10. 21	被告ごみ箱 合計販売個数666個（甲5, 乙10） （以下、この期間の販売を「被告ごみ箱販売3」という。）
H27. 10. 22~	被告ごみ箱 販売個数0個（乙10）

この点、原告は、被告ごみ箱が平成27年10月22日以降も小売店で販売されていたことが確認できたこと（甲6ないし9, 11, 15ないし17, 21ないし24）をもって、被告が同日以降も被告ごみ箱の販売を継続していた旨主張する。しかし、被告が、被告ごみ箱を小売していたわけではなく卸売していたことに照らせば、被告ごみ箱が同日以降に小売店で販売されていたからといって直ちに、被告が同日以降に被告ごみ箱を販売（卸売）したと推認することはできない。かえって、原告が同日以降に小売店で販売されていたことを確認した被告ごみ箱はいずれも、被告が同日より前に小売店に販売したものであると認められる（乙7, 8, 22ないし30）など、被告が同日以降に被告ごみ箱を卸売したと認めるに足りる証拠はない。したがって、原告の上記主張は採用できない。

## イ 本件意匠権侵害行為及び形態模倣の不正競争行為

### (ア) 本件意匠権侵害行為

被告ごみ箱の意匠は本件意匠に類似する（争いが無い）から、被告ごみ箱を販売する行為については、本件意匠権を侵害する行為である。この点、被告が平成27年6月15日以降に被告ごみ箱を販売した行為（被告ごみ箱販売3）については、本件意匠権侵害について過失があったものと推定される（意匠法40条本文）ところ、この推定を覆す事情は認められない。他方、被告が同日よりも前に被告ごみ箱を販売した行為（被告ごみ箱販売1及び2）については、本件意匠権侵害について過失があったものとは推定されな

い（同条ただし書き）ところ、過失があったと認めるに足りる証拠はない。

(イ) 形態模倣の不正競争行為

被告ごみ箱の形態が原告ごみ箱のそれと実質的に同一であり（争いが無い）、この形態同一性は依拠の事実も推認させるところ、この推認を覆す事情は認められないから、被告ごみ箱は原告ごみ箱の形態を模倣した商品であると認められる。したがって、被告が平成27年1月31日までに被告ごみ箱を販売した行為（被告ごみ箱販売1）については、不正競争防止法2条1項3号所定の不正競争行為に当たる。他方、被告が同年2月1日以降に被告ごみ箱を販売した行為（被告ごみ箱販売2及び3）については、原告ごみ箱が最初に販売された日から3年が経過しており、同号所定の不正競争行為に当たらない（同法19条1項5号イ）。

(2) 一般不法行為の成否（争点1-3-1）について

ア 上記(1)イのとおり、被告が平成27年2月1日から同年6月14日までの間に被告ごみ箱を販売した行為（被告ごみ箱販売2）については、不正競争行為に当たらないし、本件意匠権侵害について過失があったとは認められないところ、原告は、被告ごみ箱販売2については公正な自由競争秩序を著しく害するものであるから、一般不法行為を構成すると主張する。

イ しかし、現行法上、創作されたデザインの利用に関しては、著作権法、意匠法及び不正競争防止法等の知的財産権関係の各法律がその排他的な使用権等の及ぶ範囲、限界を明確にしていることに鑑みると、創作されたデザインの利用行為は、各法律が規律の対象とする創作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り、不法行為を構成するものではないと解するのが相当である。

したがって、原告の主張が、被告が原告ごみ箱の商品形態を模倣した被告ごみ箱を販売したことが不法行為を構成するという趣旨であれば、不正競争防止法で保護された利益と同様の保護利益が侵害された旨を主張しているにすぎないから、採用することはできない。

ウ また、これと異なり、原告の主張が、被告が被告ごみ箱を販売することによって原告の原告ごみ箱に係る営業が妨害され、その営業上の利益が侵害されたという趣旨であれば、上記の知的財産権関係の各法律が規律の対象とする創作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を主張するものであることができる。しかし、我が国では憲法上営業の自由が保障され、各人が自由競争原理の下で営業活動を行うことが保障されていることからすると、他人の営業上の行為によって自己の営業上の利益が害されたことをもって、直ちに不法行為上違法と評価するのは相当ではなく、他人の行為が、殊更に相手方に損害を与えることのみを目的としてなされた場合のように、自由競争の範囲を逸脱し、営業の自由を濫用したものといえるような特段の事情が認められる場合に限り、違法性を有するとして不法行為の成立が認められると解するのが相当である。

そして、本件では、原告の主張を前提としても上記特段の事情があるとは認められない。

エ したがって、被告ごみ箱販売2が一般不法行為を構成するという原告の主張は採用できない。

### (3) 差止請求及び廃棄請求並びに謝罪広告請求の可否（争点1-1-1）について

#### ア 差止請求

被告は、上記(1)アのとおり、平成27年10月8日頃、原告から、被告ごみ箱を輸入、販売する行為が本件意匠権を侵害するとの指摘を受けたことから、同月22日付けで、被告に対し、被告ごみ箱を販売する行為は本件意匠権を侵害する可能性があると判断して直ちに販売を中止した旨回答した（甲5）だけでなく、現に販売を中止し、本件訴訟においても被告ごみ箱を販売する行為が本件意匠権を侵害することになることを争っていない（弁論の全趣旨）。したがって、被告がさらに被告ごみ箱を輸入するおそれは認められず、また、被告は中国の業者から被告ごみ箱を輸入して販売しているにすぎない（乙19）から、被告ごみ箱を自ら製造するおそれも認められない。

しかし、被告は、被告ごみ箱を平成26年7月に合計3024個輸入し（乙16）、それを平成27年10月22日の販売中止までに合計774個販売した（乙10）と認められるから、多数の在庫を保有していると推認されるところ、被告がそれら在庫を廃棄したことをうかがわせる証拠はない。そうすると、被告は、現在も被告ごみ箱の在庫を保有していると考えざるを得ず、そうである以上、被告が被告ごみ箱を販売するおそれを否定することはできない。したがって、被告ごみ箱の差止請求については、その販売及び広告宣伝の差止めを求める限度で理由がある。

#### イ 廃棄請求

上記のとおり、被告は被告ごみ箱の在庫を保有していると考えられるから、その廃棄請求については理由がある。

他方、原告は、半製品及び金型の廃棄も請求するところ、前記のとおり被告は中国の業者から被告ごみ箱を輸入して販売しているにすぎず、被告が被告ごみ箱の半製品及び金型を保有しているとは認められないから、それらの廃棄請求は理由がない。

#### ウ 謝罪広告請求

原告は、被告が被告ごみ箱を販売したことにより業務上の信用が毀損されたと主張する。しかし、謝罪広告を講ずることが必要なほどに被告ごみ箱販売3により原告の業務上の信用が毀損されたと認めるに足りる証拠はないから、謝罪広告請求は理由がない。

この点に関する原告の主張も、被告が平成27年10月22日以降も被告ごみ箱を販売していたことを前提するものであるから、採用できない。

### (4) 損害額について



ア 本件意匠権侵害（被告ごみ箱販売3）による損害額（争点1-1-2）について

（ア）原告は、意匠法39条1項による算定に基づく逸失利益の額（90万6295円）を主張する。しかし、原告ごみ箱の販売の単位数量当たりの利益額を認めるに足りる証拠はないから、原告の上記主張は採用できない。

（イ）原告は、同条2項による算定に基づく逸失利益の額（22万2748円）も主張する。

a 被告の過失ある本件意匠権侵害行為の期間は、被告ごみ箱販売1に係る平成27年6月15日から同年10月21日までと認められるところ、被告ごみ箱の単位数量当たりの仕入原価が205,543円であることは当事者間に争いがなく、この期間の被告による被告ごみ箱の合計販売数量は前記のとおり666個と認められる。そして、被告がこの期間に被告ごみ箱を666個販売して得た売上高が16万0380円であること（乙11）に照らせば、被告ごみ箱の販売の単位数量当たりの売上高は240,811円（小数点第4位以下四捨五入）である。したがって、**被告が被告ごみ箱を666個販売して得た利益は、2万3488円（1円未満四捨五入）であると認められる。**

$$(240.811 - 205.543) \times 666 \div 23,488$$

そうすると、2万3488円が意匠権者である原告の受けた損害の額と推定されるところ、上記推定を覆滅する事由に関する主張、立証はないから、原告の損害額は、2万3488円であると認められる。

b これに対し、原告は、被告の平成27年7月及び同年10月におけるインテリア計画メガマックス千葉NT店に対する販売については、販売額が仕入原価を下回っており、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法第6項に規定する不当廉売に当たるから、被告ごみ箱の販売の単位数量当たりの売上高を算定するに当たっては、上記販売における売上額に基づくべきではなく、平成26年8月における販売の売上額に基づくべきである（これに従えば、単位数量当たりの売上高は540円となる。）と主張する。

しかし、販売額が仕入原価を下回るからといって直ちに独占禁止法が禁止する不当廉売に当たるわけではない上、意匠法39条2項は、侵害者が実際に得た利益の額をもって意匠権者の損害の額と推定する規定であるから、侵害者が原価以下で販売した場合でも、それが実質的に見て侵害物の廃棄処分と同視し得るといった事情のない限り、実際の販売額に基づいて侵害者の利益を算定すべきものである（意匠権者がそれにとどまらない損害額の賠償を求めるためには、同条1項による損害額を主張立証する道が用意されている。）。そして、上記で原告が指摘するインテリア計画メガマックス千葉NT店に対する販売のうち平成27年7月のものについては、被告が原告から通知書（甲4）を受領する前の時期であるから、通常取引行為によるものと見るべきであり、その販売単価と同年10月の販売単価は同額である（甲

10) から、それらの販売を実質的に見て侵害物の廃棄処分と同視することはできない。

また、原告が被告ごみ箱の販売の単位数量当たりの売上高を算定するに当たって基礎とすべきであるという平成26年10月における被告の販売(被告ごみ箱販売1における販売)については、上記(1)イのとおり、被告が不法行為(本件意匠権侵害)に基づく損害賠償責任を負うものではない。

以上の諸点に照らせば、原告の上記主張は採用できない。

イ 不正競争行為(被告ごみ箱販売1)による損害額(争点1-3-2)について

(ア) 原告は、不正競争防止法5条1項による算定に基づく逸失利益の額171万5500円を主張する。しかし、原告ごみ箱の販売の単位数量当たりの利益額を認めるに足りる証拠はないから、原告の上記主張は採用できない。

(イ) 原告は、同条2項による算定に基づく逸失利益の額(2万6088円)も主張する。

a 被告による不正競争行為の期間は、被告ごみ箱販売1に係る平成27年1月31日までであるところ、この期間の被告ごみ箱の単位数量当たりの仕入原価が205.543円であることは当事者間に争いがなく、被告による被告ごみ箱の合計販売数量は前記のとおり78個である。被告が被告ごみ箱を78個販売して得た売上高が3万9060円であること(乙10)に照らせば、被告ごみ箱の販売の単位数量当たりの売上高は500.769円(小数点第4位以下四捨五入)である。したがって、被告が被告ごみ箱を78個販売して得た利益は、2万3028円(1円未満四捨五入)であると認められる。

$$(500,769 - 205.543) \times 78 \div 23,028$$

そうすると、2万3028円が営業上の利益を侵害された原告の受けた損害の額と推定されるところ、上記推定を覆滅する事由に関する主張、立証はないから、原告の損害額は、2万3028円であると認められる。

b これに対し、原告は、上記ア(イ)bと同様の主張をするが、上記と同様に採用できない。

## 2 被告傘立て1関係(争点2)について

### (1) 不正競争行為による損害の発生の有無(争点2-1-2)について

原告傘立て1が平成19年12月に販売が開始されたことは、当事者間に争いがなく、原告は、不正競争防止法19条1項5号イの規定を踏まえ、被告が平成22年12月までの間に被告傘立て1を販売した、すなわち被告傘立て1に係る不正競争行為が存在することを前提に、その販売行為がなければ原告が利益を得られたであろう逸失利益を損害として主張する。これに対し、被告は、被告傘立て1の販売を開始したのは平成24年10月であり、平成22年12月までの間に被告傘立て1を販売した事実はない、すなわち被告傘立

て1に係る不正競争行為は存在しないと主張する。

この点、商品カタログは、需要者に商品をアピールするために格好の宣伝媒体であると考えられるところ、被告の商品カタログを見ると、被告傘立て1は、平成17年9月発行（乙1）、平成19年3月発行（乙2）、平成20年1月発行（乙3）、平成23年12月発行（乙5）の商品カタログには掲載されていない一方、平成24年10月発行（乙6）の商品カタログには掲載されていることは、被告の上記主張に沿う事情である。もっとも、原告が主張するように、取り扱う全ての商品が商品カタログに掲載されるとも限らないから、商品カタログに掲載されていないからといって直ちに商品が販売されていなかったと断定できるものではない。しかし、被告が被告傘立て1を輸入した時期が平成23年3月より前であることを認めるに足りる証拠はなく（調査嘱託の結果、乙32）、他に原告の主張を裏付ける証拠もないことからすると、被告が平成22年12月までの間に被告傘立て1を販売したとは認められないから、原告の上記主張は採用できない。

## **(2) 著作物性の有無（争点2-2-1）について**

ア 原告傘立て1が傘立てとして実用に供されるためにデザインされた工業10製品であることは当事者間に争いが無いところ、原告は、これを前提に、原告傘立て1が美術の著作物として保護を受けると主張する。

イ この点、著作権法2条2項は美術工業品が美術の著作物として保護されることを明記したにすぎず、それ以外の実用的機能を有する美的創作物を一切保護の対象外とする趣旨とは解されないものの、著作権法による保護と意匠法による保護との適切な調和を図る見地からすれば、それに著作物性が認められるためには、その実用的な機能を離れて見た場合に、それ自体が美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えていることを要すると解するのが相当である。

この観点から見ると、傘立てが、玄関等に置いておいて傘を立てて入れておくための家具であることに照らせば、有底略角柱状の容器である原告傘立て1の基本的形状（甲19、乙12。別紙原告製品目録2記載の各写真参照）は、傘立てとしての実用的機能に基づく形態である。また、原告は、原告傘立て1の側壁のデザインが鑑賞の対象であると主張するが、そこではタイルが壁面に格子状に貼付された様になっている（甲19。別紙原告製品目録2記載の【斜め上からの斜視図】及び【下方からの斜視図】の各写真参照）にすぎず、これは壁状のものによく見られる形状であって、それ自体が美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えているとはいえない。したがって、原告傘立て1について、美術の著作物としての著作物性を認めることはできない。

## **(3) 一般不法行為の成否（争点2-3-1）について**

上記(1)及び(2)のとおり、被告が被告傘立て1を販売した行為については、不正競争行為に当たらないし、著作権侵害行為にも当たらないところ、原告は、被告傘立て1を販売する行為についても公正な自由競争秩序を著しく害するものであるから、一般不法行為を構成すると主張する。

しかし、上記 1 (2) のとおり、その主張が知的財産関係の各法律の保護法益と同様の法益の侵害を主張するものであれば失当である。また、その主張が営業上の利益を侵害するとの趣旨であるとしても、被告による被告傘立て 1 の販売行為が市場において利益を追求するという観点を離れて、殊更に相手方に損害を与えることのみを目的としてなされたような特段の事情が存在しない限り、一般不法行為を構成することはないところ、原告の主張を前提としても上記特段の事情があるとは認められない。

したがって、被告による被告傘立て 1 の販売行為が一般不法行為を構成するという原告の主張は採用できない。

### 3 被告傘立て 2 関係 (争点 3) について

#### (1) 不正競争行為による損害の発生の有無 (争点 3-1-2) について

原告傘立て 2 が平成 17 年 1 月に販売が開始されたことは、当事者間に争いがないところ、原告は、不正競争防止法 19 条 1 項 5 号イの規定を踏まえ、被告が平成 20 年 1 月までの間に被告傘立て 2 を販売した、すなわち被告傘立て 2 に係る不正競争行為が存在することを前提に、その販売行為がなければ原告が利益を得られたであろう逸失利益を損害として主張する。これに対し、被告は、被告傘立て 2 の販売を開始したのは平成 20 年 10 月であり、平成 20 年 1 月までの間に被告傘立て 2 を販売した事実はない、すなわち被告傘立て 2 に係る不正競争行為は存在しないと主張する。

この点、被告の商品カタログを見ると、被告傘立て 1 は、平成 17 年 9 月発行 (乙 1)、平成 19 年 3 月発行 (乙 2)、平成 20 年 1 月発行 (乙 3) の商品カタログには掲載されていない一方、平成 23 年 12 月発行 (乙 5) の商品カタログに掲載されていることは、被告の上記主張に沿う事情である。このほかにも、被告が平成 21 年 4 月に「新商品紹介」を銘打って被告傘立て 2 を紹介していたり (乙 4)、被告が被告傘立て 2 を輸入した時期に関する証拠 (乙 18、32) 及び調査嘱託の結果からも、被告の上記主張に矛盾する証拠はなく、他方、原告の主張を裏付ける証拠もないことからすると、被告が平成 20 年 1 月までの間に被告傘立て 2 を販売したとは認められないから、原告の上記主張は採用できない。

#### (2) 著作物性の有無 (争点 3-2-1) について

原告傘立て 2 が傘立てとして実用に供されるためにデザインされた工業製品であることは当事者間に争いがないところ、原告は、これを前提に、原告傘立て 2 が美術の著作物として保護を受けると主張する。

しかし、上記 2 (2) イで言及した傘立ての実用的機能に照らせば、有底略円筒状である原告傘立て 2 の基本的形状 (甲 20、乙 13. 別紙原告製品目録 3 記載の各写真参照) は、傘立てとしての実用的機能に基づく形態である。また、原告は、原告傘立て 2 の外周面のデザインが鑑賞の対象であると主張するが、そこでは円弧状に凹没する環状凹条が多数かつ水平にわたって上下方向に等間隔に連続して形成され、全体として略蛇腹形状とされている (甲 20。別

紙原告製品目録3記載の【下方からの斜視図】参照)にすぎず、これは筒状ないし管状のものによく見られる形状であって、それ自体が美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えているとはいえない。

したがって、原告傘立て2について、美術の著作物としての著作物性を認めることはできない。

### (3) 一般不法行為の成否(争点3-3-1)について

上記(1)及び(2)のとおり、被告が被告傘立て2を販売した行為については、不正競争行為に当たらないし、著作権侵害行為にも当たらないところ、原告は、被告傘立て2を販売する行為についても公正な自由競争秩序を著しく害するものであるから、一般不法行為を構成すると主張する。

しかし、上記2(3)と同様、この主張を採用することはできない。

## 4 弁護士費用について

上記1の認容額を始めとする本件に現れた一切の事情を考慮すると、被告の各不法行為(本件意匠権侵害及び被告ごみ箱関係の不正競争行為)と相当因果関係に立つ弁護士費用の損害額は、各5000円(合計1万円)と認めるのが相当である。

## 結 論

以上の次第で、原告の請求は、被告に対し、①意匠法37条1項に基づき被告ごみ箱の販売等の差止めを、②同条2項に基づき被告ごみ箱の廃棄を、③本件意匠権侵害の不法行為に基づき2万8488円の損害賠償金及びこれに対する不法行為の後である平成28年7月30日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を、不正競争防止法4条(被告ごみ箱の販売行為が不正競争行為)に基づき2万8028円及びこれに対する不法行為の後である平成28年7月30日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を、それぞれ求める限度で理由があるから、その限度で認容することとし(なお、主文第1項及び第2項については、仮執行宣言を付するのは相当でないから、これを付さないこととする。)、その余は理由がないことからいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

## 【論 評】

1. 本件において、判決は、まず争点1として原告が有する「ごみ箱」に係る意匠の意匠権を侵害するとして、被告に対し次の請求をしている。

- ① 意匠法37条1項に基づき、販売等の差止め請求を、
- ② 意匠法37条2項に基づき、被告ごみ箱とその半製品並びにそれらの製造に用いた金型の廃棄請求を、
- ③ 意匠法41条に基づき、謝罪広告請求を、(特許法106条の準用か?)
- ④ 不法行為に基づき、損害金90万6295円の一部として73万円と遅延損害金の支払い請求を。

また、(2)不競法2条1項3号の不正競争行為に該当するとして、被告に対し、同法4条に基づいて損害金171万5500円(逸失利益)及び遅延損害

金の支払請求をしている。

さらに、(3)原告は、被告が原告「ごみ箱」の形態を模倣して、安価な材料で製造し、模倣した商品ラベルを貼付した被告「ごみ箱」を販売等する行為は、不法行為に当たるとして、損害金244万5500円(逸失利益)が遅延損害金の支払請求をしている。

2. 次に、原告は、原告製品目録2の「傘立て」の商品形態を模倣した被告「傘立て1」の販売等行為は、(1)不競法2条1項3号所定の不正競争行為に該当するとして、被告に対し同法4条に基づいて損害金250万円(逸失利益)及び遅延損害金の支払請求をしている。

また、(2)一般不法行為に関する請求として、原告傘立て1の形態を模倣して粗悪な材料で製造された被告「傘立て1」を販売等する行為は、原告が得るべき利益を侵害する一般不法行為を構成するとして、損害金250万円(逸失利益)及び遅延損害金の支払請求をしている。

また、(3)被告が被告「傘立て1」を製造する行為は、原告「傘立て1」に係る著作権(複製権, 翻案権, 譲渡権)を侵害するとして、被告に対し、損害金250万円(逸失利益)及び遅延損害金の支払請求をしているのである。

3. さらに原告は、被告「傘立て2」の販売等の行為は、不競法3条1項3号の不正競争行為に該当するとして、被告に対し、同法4条に基づき損害金250万円(逸失利益)及び遅延損害の支払請求をしている。

また、一般不法行為に関する請求として、やはり前記「傘立て1」の場合と同様の侵害に対する同一金額を請求している。

さらに、著作権に関する請求についても、前記「傘立て2」の場合と同様の侵害に対する同一金額を請求しているのである。

4. また原告は、被告の不法行為に基づく弁護士費用等相当額として100万円を請求しているのである。

5. 以上は原告による「請求の趣旨」であるが、やや異常なのは、意匠権に係る意匠は「ごみ箱」だけであり、「傘立て1」と「傘立て2」は不競法2条3項にいう「他人の商品形態」に該当する被意匠権であるところ、その3件が1つの訴訟事件の中で取り扱われて判決を受けている事案である。

さらに、奇異なことは、原告は、意匠権を有する「ごみ箱」については主張していないが、意匠権のない被告「傘立て1, 2」に対しては、著作権侵害を主張して争点の一つとなっていることである。

6. 争点1であった被告「ごみ箱」について検討する。

(1) 判断の基礎となる事実関係等について、まず原告の本件意匠「ごみ箱」は、平成24年5月25日に設定登録されたが、秘密意匠の請求を設定登録の日から3年間指定されていたから、その意匠図面が意匠公報に掲載されたのは

平成27年6月15日であったのである。

これに対し被告は、平成26年7月に被告「ごみ箱」を合計3024個輸入し、同年8月から小売店に卸売りにしていたところ、原告から平成27年10月8日頃に、本件意匠権侵害と不競法上の問題にあると指摘されたことから、同年10月22日以降は被告「ごみ箱」の販売を中止し、その旨を原告に対し通知したのである。

これについて原告は、被告「ごみ箱」は平成27年10月22日以降も小売店で販売されていたから、被告は同日以降も販売を継続していたと主張したが、これについて裁判所は、被告は被告ごみ箱を小売していたわけではないから、被告が同日以降に被告ごみ箱を卸売したと推認することはできないと判示した。即ち、被告による法的責任は卸売業者としてまでであり、その先の小売業者としてまでには及ばないのである。

次に、本件意匠権侵害行為と商品形態模倣の不正競争行為について、裁判所は次のように判示している。

第1に、意匠権侵害行為に対しては、被告「ごみ箱」の意匠は、本件登録意匠に類似するから、被告「ごみ箱」販売行為は、秘密意匠期間が解除された後は、本件意匠権侵害について過失があったものと認定された（法40条本文）。

第2に、商品形態模倣による不正競争行為については、両者の形態は実質的に同一でこの形態の同一性は依拠の事実を推認させるから、被告「ごみ箱」は原告「ごみ箱」の形態を模倣した商品であると認定した。すると、被告が平成27年1月31日までに被告「ごみ箱」を販売した行為は、不競法2条1項3号の不正競争行為に当たる認定したが、被告が平成27年2月1日以降に被告「ごみ箱」を販売した行為は、原告「ごみ箱」が最初に販売された日から3年が経過しているから、同号所定の不正競争行為に当たらない（同法19条2項5号イ）、と認定されたのである。

(2) 一般不法行為の成否について、原告は、被告「ごみ箱」販売2については、公正な自由競争秩序を著しく害するものだから、一般不法行為を構成すると主張するのに対し、裁判所は、わが国の現行法にあっては「創作されたデザインの利用に関しては、著作権法、意匠法及び不正競争防止法等の知的財産権関係の各法律が、その排他的な使用権等の及ぶ範囲、限界を明確にしていることに鑑みると、創作されたデザインの利用行為は、各法律が の対象とする創作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り、不法行為を構成するものではないと解するのが相当である。」と説示されていることは、知財法を学習するものにとっては十分に理解しておかねばならない哲学である。

この法則に基づいて裁判所は、原告の主張は、「被告が原告ごみ箱の商品形態を模倣した被告ごみ箱を販売したことが不法行為を構成するという趣旨であれば、不正競争防止法で保護された利益と同様の保護利益が侵害された旨を主張しているにすぎないから、採用することはできない。」とは、正に至言である。

(3) 差止請求と廃棄請求並びに謝罪広告の可否について、原告は、被告に対し本件意匠権の侵害する旨の警告をしたところ、被告は直ちに販売を中止した旨を回答し、現に販売を中止し、本件訴訟においても争っていない。

しかし、被告「ごみ箱」を平成26年7月に合計3024個輸入し、それを平成27年10月22日の販売中止まで合計774個販売したから、まだ多数の在庫を保有していると推認され、被告がそれら在庫を廃棄したことをうかがわせる証拠はないから、現在も在庫を保有していると考えざるを得ない以上、被告「ごみ箱」の差止請求については、その販売と広告宣伝の差止めを求める限度で理由がある、と裁判所は判示したのである。

また、被告は被告「ごみ箱」の在庫を保有していると考えられるから、その廃棄請求については理由があると認定したが、被告は中国業者から被告「ごみ箱」を輸入して販売しているにすぎないから、半製品及び金型の廃棄請求は理由がないと判示したのである。

さらに、謝罪広告の に対して裁判所は、それを講ずることが必要なほどに被告ごみ箱販売3により、原告の業務上の信用毀損をされたと認めるに足る証拠はないから、理由がないと判示したのである。

(4) 損害額については、裁判所はそれぞれ侵害の実体に区分して算定して  
る。

- ① 意匠権侵害（被告ごみ箱販売3）による損害額は、被告の過失ある本件意匠権侵害行為期間は、被告「ごみ箱」販売1に係る平成27年6月15日から同年10月21日までの間と認定され、〔売上高－仕入原価×販売数量666個÷被告の利益額23,488円〕と算定された。
- ② 不正競争行為（被告ごみ箱販売1）による損害額は、〔売上高－仕入原価×販売数量78個÷23,028円〕と算定された。

7. 次に本件において、判決は争点2として「被告傘立て1関係」について検討している。

(1) 「傘立て1」に対しては、原告は意匠権を有していないが、その代わりに、著作権侵害の主張をしている。

しかし、意匠法の保護対象となる実用的物品の形態について、意匠権を有していないからといって意匠を美術工芸品と解して美術の著作物の範疇へ属すると考えることは、わが国通説判例に反することである。

(2) また、被告「傘立て1」については、被告が被告「傘立て1」を輸入した時期が、平成23年3月より前であることを認めるに足りる証拠はなく、他にも原告の主張を裏付ける証拠もないから、被告が平成22年12月までの間に、被告「傘立て1」を販売したとは認められない、と裁判所は認定したのである。

(3) さらに、原告は、被告が被告「傘立て1」を販売する行為は、公正な自由競争秩序を著しく害するものであるから、一般不法行為を構成すると主張したが、これについても前記したように、知的財産関係の各法律の保護法益と同様の侵害を主張するものであるから失当であると判示したのである。



8. さらに、本件において判決は、争点3として被告「傘立て2」関係について検討している。

(1) 「傘立て2」に対しては、原告は意匠権を有していないから、その代わりに、著作権侵害の主張をしているが、前記「傘立て1」の場合と同様に問題外の主張とみなされている。

(2) また、被告が、被告「傘立て2」を販売する行為は、公正な自由競争秩序を著しく害するものであるから、一般不法行為を構成するとする主張は採用することはできないと判示したのである。

9. 最後に、弁護士費用については、本件に現れた一切の事情を考慮するとして、被告の各不法行為と相当因果関係のある弁護士費用の損害額は各5,000円（合計1万円）、と裁判所は認定したのである。

10. 本件判決は、いくつかの知財法にわたって論及された複雑な事案であるが、特に事実認定と損害賠償金額の複雑な算定が絡んでいるのである。裁判例を批評する第三者にとっては敬遠したい事案であるが、問題点の整理も兼ねてあえて採り上げて論及した次第である。

[牛木 理一]

〔被告製品目録2〕

製品番号：94759（色：白）

（製品番号：94760〔94759と同一形状で色のみ黒〕）

【正面上方からの斜視図】



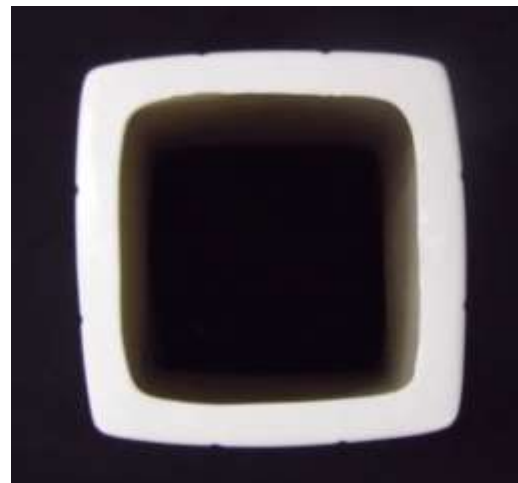
【斜め上方からの斜視図】



【正面下方からの斜視図】



【上面図】



〔被告製品目録3〕

製品番号：94752（色：白）

（製品番号：94753〔94752と同一形状で色のみ黒〕）

【下方からの斜視図】



【上面図】



【下面図】



(別紙)

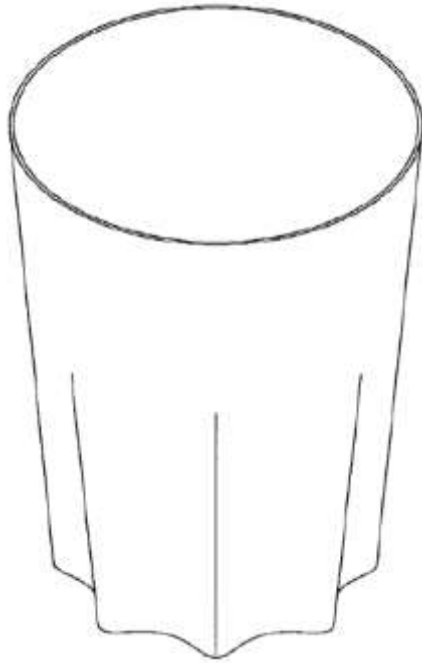
〔意匠権目録〕

登 録 番 号	1 4 4 4 4 6 2 号
登 録 日	平成 2 4 年 5 月 2 5 日
公 開 日	平成 2 7 年 6 月 1 5 日
出 願 日	平成 2 3 年 1 0 月 2 7 日
意匠に係る物品	ごみ箱
登 録 意 匠	別紙六面図記載のとおり

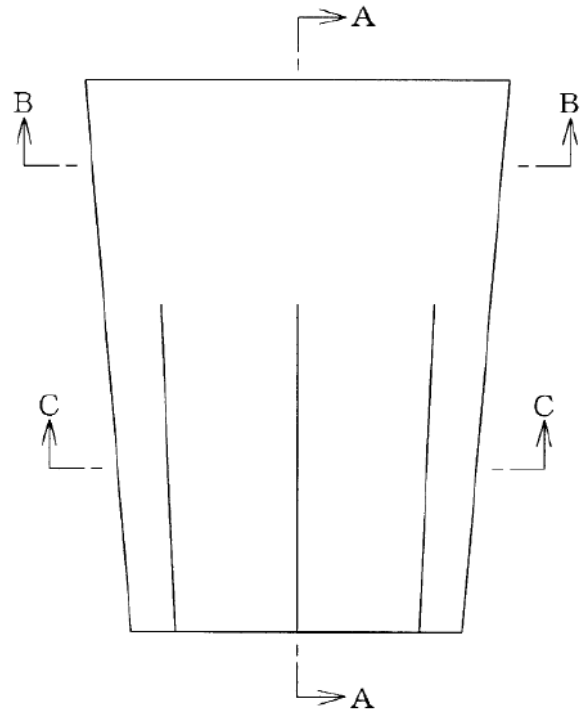
(別紙)

〔六面図〕

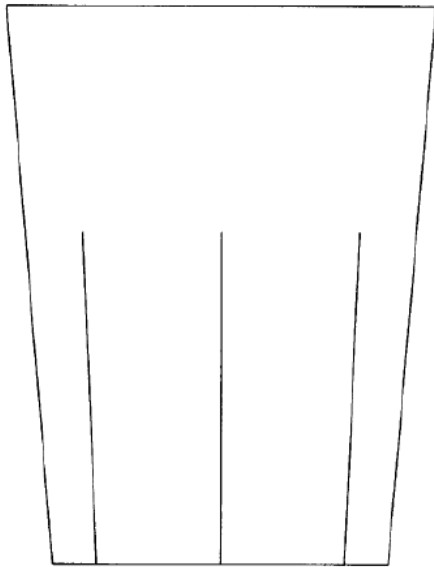
【斜視図】



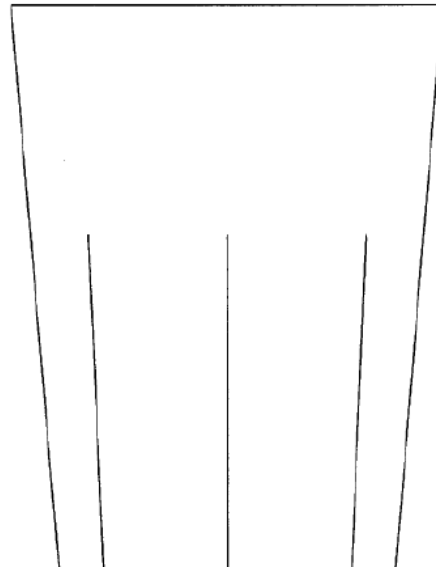
【正面図】



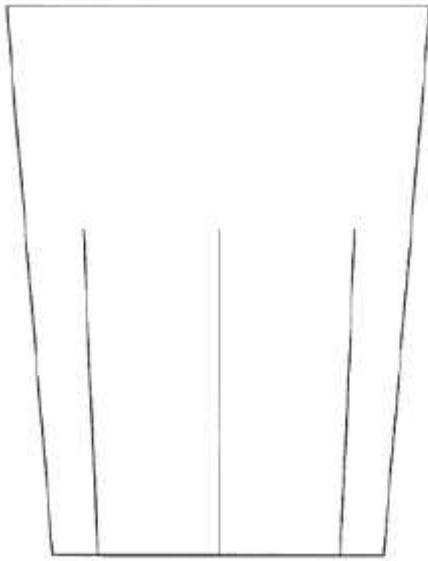
【背面図】



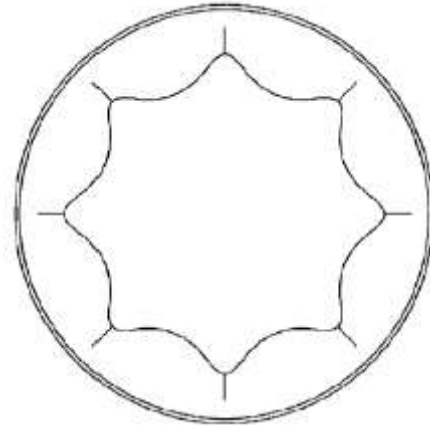
【右側面図】



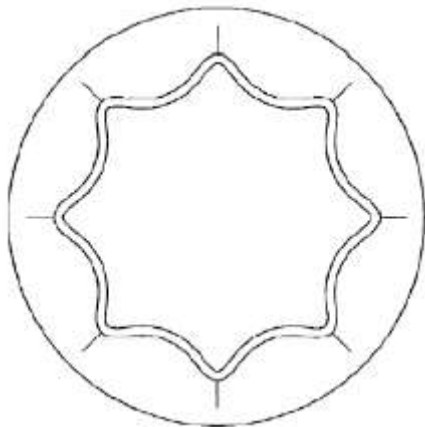
【左側面図】



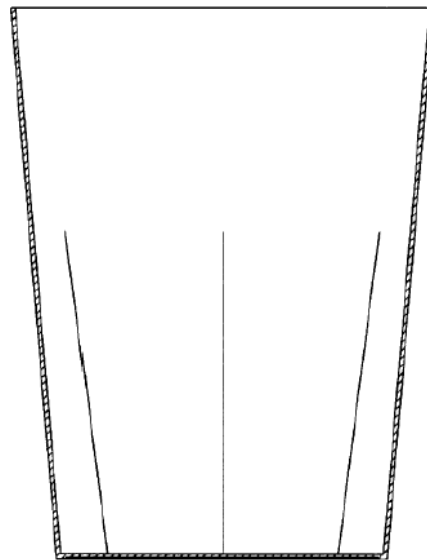
【平面図】



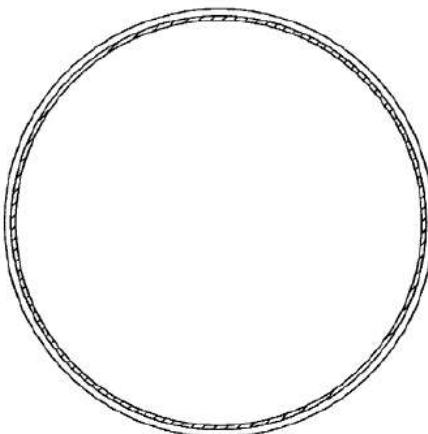
【底面図】



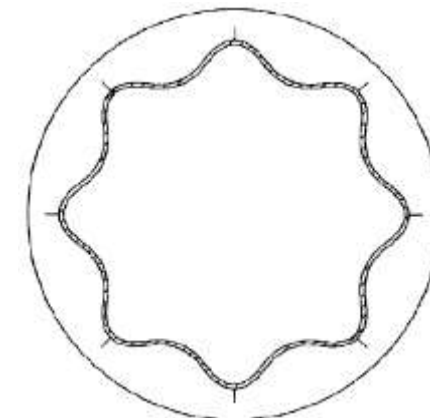
【A-A線断面図】



【B-B線断面図】



【C-C線断面図】



(別紙)

〔原告製品目録2〕

ブランド名： t i l e

製品番号： 0 6 0 9 1

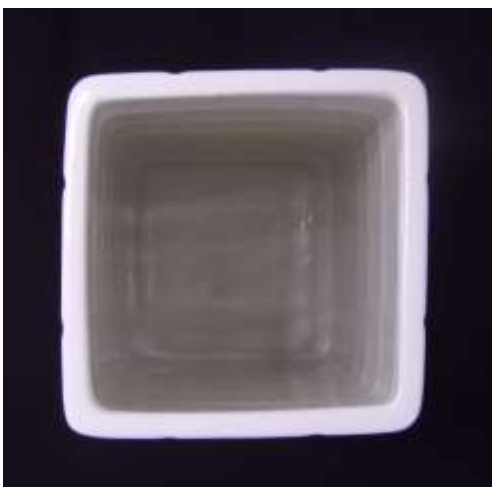
【斜め上方からの斜視図】



【下方からの斜視図】



【上面図】



【下面図】



(別紙)

〔原告製品目録3〕

ブランド名：S l i m

製品番号：05880 (色：白)

(製品番号：05879 (05880と同一形状で色のみ黒) )

【下方からの斜視図】



【上面図】



【下面図】





原告傘立て1と被告傘立て1の形態対比表

	原告傘立て1の形態		被告傘立て1の形態	
	原告の主張	被告の主張	争いのない形態	被告の主張
基本的構成様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正面上方からの斜視図及び斜め上方からの斜視図を参照し、全体として、上方を開口した有底略角柱状であって、四面の側壁と、底面とを有する容器である。</li> <li>・ 上面図及び下面図を参照し、上端開口及び底面は略正方形状である。</li> <li>・ 側壁には、格子状に凹条が形成され、該凹条によって区画された各部が略矩形のタイルように見える態様とされている。</li> <li>・ 水平方向に延びる凹条は、四面の側壁で連続するように形成され、垂直方向に延びる凹条は、容器上端から下端まで延びている。</li> <li>・ 材質は陶器である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寸法は154×154×410mmである。</li> <li>・ 表面、内面ともに釉薬が丁寧にかけられ、光沢処理が施されている。</li> <li>・ 上端開口端部から上部端部までの長さ（へりの長さ、突出長さ）が17mmである。</li> <li>・ 凹条のピッチが7mm、深さが1mmであり、直線状に形成され、浅い凹状の印象を与えている。</li> <li>・ 角取りをしているのみで、直線的な印象を与える形状である。</li> <li>・ 水抜き用の貫通孔が形成されていない。</li> <li>・ 耐震用マットが取り付けられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正面上方からの斜視図及び斜め上方からの斜視図を参照し、全体として、上方を開口した有底略角柱状であって、四面の側壁と、底面とを有する容器である。</li> <li>・ 上面図及び下面図を参照し、上端開口及び底面は略正方形状である。</li> <li>・ 側壁には、格子状に凹条が形成され、該凹条によって区画された各部が略矩形のタイルように見える態様とされている。</li> <li>・ 水平方向に延びる凹条は、四面の側壁で連続するように形成され、垂直方向に延びる凹条は、容器上端から下端まで延びている。</li> <li>・ 材質は陶器である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寸法が165×165×410mmである。</li> <li>・ 釉薬がかけられ、ムラがあり、全体的にやや雑な表面加工がなされ（表面の一部はざらついている。）、内面は特段の表面加工がなされていない。</li> <li>・ 上端開口端部から上部端部までの長さ（へりの長さ、突出長さ）が27mmである。</li> <li>・ 凹条のピッチが4mm、深さが1mmであって、若干屈曲した（直線ではない）線状に形成され、深い凹条の印象を与えている。</li> <li>・ 水抜き用の貫通孔が形成されている。</li> <li>・ 耐震用マットが取り付けられていない。全体的に中央部分に向かって膨らんだ、ややまるみのある印象を与える形状である。</li> </ul>
具体的構成様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体寸法は、縦横寸法が154mm×154mm、高さ寸法が410mmである。</li> <li>・ 底面及び側壁は、一様な板厚で形成され、底面は、その中央を上方に略矩形形状に底上げして形成されている。</li> <li>・ 上方の開口周縁には、側壁上端から内方に屈曲する一定幅の縁部が形成されている。</li> <li>・ タイル状の凹条は、側壁毎に、縦七段、横三列の格子状に形成されている。</li> <li>・ 格子の目に相当する各タイル部は、高さ寸法が53mm、幅寸法が左から順に45mm、53mm、45mmである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体寸法は、縦横寸法が165mm×165mm、高さ寸法が410mmである。</li> <li>・ 底面及び側壁は、一様な板厚で形成され、底面は、その中央を上方に略矩形形状に底上げして形成されている。</li> <li>・ 上方の開口周縁には、側壁上端から内方に屈曲する一定幅の縁部が形成されている。</li> <li>・ タイル状の凹条は、側壁毎に、縦七段、横三列の格子状に形成されている。</li> <li>・ 格子の目に相当する各タイル部は、高さ寸法が53mm、幅寸法が左から順に50mm、53mm、50mmである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体寸法は、縦横寸法が165mm×165mm、高さ寸法が410mmである。</li> <li>・ 底面及び側壁は、一様な板厚で形成され、底面は、その中央を上方に略矩形形状に底上げして形成されている。</li> <li>・ 上方の開口周縁には、側壁上端から内方に屈曲する一定幅の縁部が形成されている。</li> <li>・ タイル状の凹条は、側壁毎に、縦七段、横三列の格子状に形成されている。</li> <li>・ 格子の目に相当する各タイル部は、高さ寸法が53mm、幅寸法が左から順に50mm、53mm、50mmである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体寸法は、縦横寸法が165mm×165mm、高さ寸法が410mmである。</li> <li>・ 底面及び側壁は、一様な板厚で形成され、底面は、その中央を上方に略矩形形状に底上げして形成されている。</li> <li>・ 上方の開口周縁には、側壁上端から内方に屈曲する一定幅の縁部が形成されている。</li> <li>・ タイル状の凹条は、側壁毎に、縦七段、横三列の格子状に形成されている。</li> <li>・ 格子の目に相当する各タイル部は、高さ寸法が53mm、幅寸法が左から順に50mm、53mm、50mmである。</li> </ul>

原告傘立て2と被告傘立て2の形態対比表

	原告傘立て2の形態		被告傘立て2の形態	
	原告の主張	被告の主張	争いのない形態	被告の主張
基本的構成態様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上方からの斜視図及び下方からの斜視図を参照し、全体として、上方を開口した有底略円筒状の容器である。</li> <li>・ 外周面には、円弧状に凹没する環状凹条が、多数、水平かつ上下方向に等間隔に連続して形成され、該凹条によって外周面が略蛇腹形状とされている。</li> <li>・ 上面図及び下面図を参照し、上端開口及び底面は円形である。</li> <li>・ 材質は陶器である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寸法は150mm（直径）×424mmである。</li> <li>・ 上端開口端部から上部端部までの長さ（へりの長さ、突出長さ）が10mmである。</li> <li>・ 凹条の数が20個、ピッチが20mm、深さが3mm程度であり、深い凹状の印象を与えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上方からの斜視図及び下方からの斜視図を参照し、全体として、上方を開口した有底略円筒状の容器である。</li> <li>・ 外周面には、円弧状に凹没する環状凹条が、多数、水平かつ上下方向に等間隔に連続して形成され、該凹条によって外周面が略蛇腹形状とされている。</li> <li>・ 上面図及び下面図を参照し、上端開口及び底面は円形である。</li> <li>・ 材質は陶器である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寸法が190mm（直径）×410mmである。</li> <li>・ 上端開口端部から上部端部までの長さ（へりの長さ、突出長さ）が27mmである。</li> <li>・ 凹条の数が23個、ピッチが17mm、深さが2mm程度であって、浅い凹条の印象を与えている。</li> </ul>
具体的構成態様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体寸法は、幅寸法（直径）が150mm、高さ寸法が424mmである。</li> <li>・ 底面及び側壁は一樣な板厚で形成され、底面はその中央が上方に円形状に底上げされている。</li> <li>・ 上方開口周縁には、側壁上端から内方に屈曲する幅狭の縁部が形成されている。</li> <li>・ 外周面には、円弧状に凹没する環状凹条が、上端から下端に亘って滑らかな曲線が連続するように二十段形成されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表面、内面ともに釉薬が丁寧にかけられ、ざらざら感を残した（光沢処理を抑えた）処理が施されている。</li> <li>・ 水抜き用の貫通孔が形成されていない。</li> <li>・ 耐震用マットが取り付けられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体寸法は、幅寸法（直径）が190mm、高さ寸法が410mmである。</li> <li>・ 底面及び側壁は一樣な板厚で形成され、底面はその中央が上方に円形状に底上げされている。</li> <li>・ 上方開口周縁には、側壁上端から内方に屈曲する幅狭の縁部が形成されている。</li> <li>・ 外周面には、円弧状に凹没する環状凹条が、上端から下端に亘って滑らかな曲線が連続するように二十三段形成されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表面に釉薬がかけられ、光沢処理がなされ、内面は特段の表面加工がなされていない。</li> <li>・ 耐震用マットが取り付けられていない。</li> <li>・ 水抜き用の貫通孔が形成されている。</li> </ul>